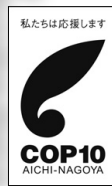


今年も

「国際生物多様性年」

いよいよCOP10(生

物多様性条約第10回締約国会議)開催の年が明けました。



国際連合(国連)では、ある事項に対して特に力を入れて問題解決を図ることを全世界の団体・個人に呼びかけるため、「国際〇〇年」を総会で定めています。2010年は「現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という生物多様性条約の目標年という節目に当たり、この年を「国際生物多様性年」とすることが、2006年12月の国連総会で宣言されました。この意義ある年のメイン行事が、10月にこの愛知・名古屋で開催されるCOP10なのです。

問い合わせ先

環境部 環境政策課

☎(954)6246

<http://www.pref.aichi.jp/00001786.html>
<http://www.pref.aichi.jp/00001786.html>

20歳になったら...

国民年金

第2号被保険者

- サラリーマン、OLなど(厚生年金や共済組合の加入者)

第3号被保険者

- 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

加入の手続き

20歳になる日の前月中旬に中村社会保険事務所から勧奨用の書類が送付されてきますので、必要事項を記入し押印のうえ返送してください。

後日、年金手帳と納付書が送付されますので、保険料の納付を忘れずにお願います。

保険料

第1号被保険者

- 社会保険庁が発行する納付書で、金融機関やコンビニで納める方法と、預金口座から自動的に納付できる口座振替の方法があります。

21年度の保険料の額

- 定額保険料(加入者一律) 月額14660円
- 付加保険料(希望者) 月額400円

保険料の免除

(納付猶予) 制度

第1号被保険者で、低所得、長期療養、災害などの理由でどうしても保険料を納められない場合は、早めに住民課窓口でご相談ください。保険料の納付が免除(納付猶予)される制度があります。

学生納付特例制度

親の負担が過大過ぎないよう、学生さん本人の前年所得金額が68万円以下であるときは、保険料納付を猶予される制度があります。

若年者納付猶予制度

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層(学生以外の20歳台)の方が将来年金を受け取ることができなくなること防止するため、保険料の納付が猶予される制度があります。

- 猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

- 猶予期間中に障害や死亡といった不慮の事態が発生しても、障害基礎年金や遺族

年金を受け取ることができません。

ただし、不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取れない場合があります。

一人に一手帳

年金手帳は「一人に一手帳」です。20歳で国民年金に加入して受け取った年金手帳は一生にわたり使用されるものですから、大切に保管してください。

なお、厚生年金や共済年金に加入するときは、就職先の事業主に提出してください。

また、会社を退職した場合、住民課で「第2号被保険者」から「第1号被保険者」へ変更する手続きをしてください。

問い合わせ先

役場 住民課

内線121